

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和6年2月15日開催 日本損害保険協会]

1. 令和6年能登半島地震にかかる災害等に対する金融上の措置について

- 冒頭、1月1日夕刻に発生した令和6年能登半島地震においてお亡くなりになられた方に心からお悔やみを申し上げるとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。
- 今回の地震に伴う災害等に対し、石川県、富山県、福井県及び新潟県に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する北陸財務局及び関東財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させていただいた。
- 各社及び協会におかれては、対策本部の設置や、損害調査に係る体制構築や確立のための関係者への支援要請、保険金に関する災害便乗商法等への注意喚起の周知、など、迅速かつ適切な保険金の支払いに向け、被災者への丁寧な情報提供と合わせた取組を行っていただいているところと承知している。
- 引き続き、被災者の声やニーズを十分に把握の上、きめ細かな対応を改めてお願いしたい。

2. 令和6年1月23日からの大雪等による災害等に対する金融上の措置について

- 次に、令和6年1月23日からの大雪等による災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の大雪等による災害等に対し、岐阜県に災害救助法が適用されたことを受け、1月25日（木）、東海財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を岐阜県内の関係金融機関等に発出させていただいた。
- 被災地で営業している金融機関におかれては、顧客及び従業員の安全に十分把握した上で、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな対応を改めてお願いしたい。

3. 損害保険業界における不適切事案を踏まえた対応について

- 保険料等の調整行為及び自動車保険における保険金不正請求に関し、2023年末より複数社に対して、業務改善命令の発出を行った。
- これほど短期間に複数の業務改善命令を発出する事態となったことは極めて遺憾であり、こうした事態を二度と起こさぬよう、一連の業務改善命令を重く受け止め、抜本的な改善対応をとっていただきたい。
- 金融庁としても、業務改善計画の進捗をしっかりと確認し、企業文化や経営のあり方にまで踏み込んで必要な改善が進んでいるか等について、丁寧にフォローするとともに、協会を中心に進められている業界としての取組とも連携しながら、制度や監督のあり方について、しっかりと必要な対応を検証していく。

4. 特定小型原動機付自転車に係る自賠責保険に関する対応について

- 2024年1月に開催された自動車損害賠償責任保険審議会において、特定小型原動機付自転車（特定小型原付）の料率区分を新設し、同年4月1日以降の契約から適用することが決定した。
- また、特定小型原付の基準料率が既存の原動機付自転車よりも低くなることに伴い、同年4月以降に生じる差額分について、一部のケースを除き、各損害保険会社から顧客に対し返還されるものと承知。
- 既に、日本損害保険協会及び各自賠責保険取り扱い会社において、新たな基準料率の適用や差額返還に向けた準備を進めているところと承知しており、感謝申し上げます。引き続き、事務の混乱が無く、円滑に取り扱われるよう、対応いただきたい。

5. ビジネスモデル対話について

- ビジネスモデル対話については、国土強靱化をテーマに、2023年11月から12月にかけて火災保険の販売量が多い大手・中堅の損害保険会社と対話を実施し、主に、自然災害リスクに関する保険引受、損害サービスおよび防災・減災・早期復旧サービスの現状と課題について深度ある対話を行った。

各社における好取組事例等、対話の結果については次期保険モニタリングレポート等でフィードバックを行う予定である。

- 地震や風水災等の自然災害が頻発・激甚化する中で、災害保険の普及や防災・減災・早期復旧サービスの提供について、損害保険業界への社会的な期待が高まっている。これらの取組は火災保険の収益改善に加え、持続可能なビジネスモデルの確立にも繋がるものであり、各損害保険会社においては、自社の規模・特性・体力等に応じた不断の工夫を重ねていただきたい。
- また、災害保険の普及に当たっては、統合的リスク管理（ERM）の視点に基づき資本・リスク・リターンバランスを取った再保険手配や異常危険準備金の積立が必要であり、2023 事務年度も 4 月以降にこれらのモニタリングを行う予定であるところ、引き続きのご協力をお願いしたい。

6. ゲノム医療推進法に基づく基本計画の検討に係るワーキンググループについて

- 2023 年 12 月 26 日に、第 1 回目のゲノム医療推進法に基づく基本計画の検討に係るワーキンググループが開催され、幅広い観点からさまざまな意見が出された。
- 保険関連では、差別等への適切な対応の確保に関して、指針やガイドラインの作成といった対応を省庁横断的に検討する必要があるとの意見や、ゲノム情報の適正な取扱いに関して、ゲノム情報の幅広い利活用を考えた場合の取扱いや不適正な利用が生じた場合の対策を検討する必要があるとの意見が出された。
- 今後、基本計画の策定に向けた議論が本格化していくと思われるが、各社及び協会の皆様とは引き続き意見交換を行っていきたいと考えているので、ご協力をお願いしたい。
- また、各社におかれては、引受や支払の際に遺伝学的検査結果やゲノム解析結果の収集・利用を行わないことやゲノム情報による不当な差別を決して行わないことについて、改めて徹底いただきたい。

7. ロシア産原油等に係るプライス・キャップ制度のコンプライアンス強化について

- ロシアによるウクライナ侵攻を受け、G7 及びオーストラリアは、ロシアのエネルギー収入を減少させつつ、世界的なエネルギー市場の安定を確保するため、2022 年 12 月以降、ロシア産原油及び石油製品（以下「原油等」という。）に係る当面の上限価格（プライス・キャップ）に合意。

（※）上限価格（1 バレル当たり）は、ロシア産原油が 60 ドル、石油製品のうち「高価値品」が 100 ドル、「低価値品」が 45 ドルと設定され、現時点まで改定されていない。

（※）高価値品：関税定率法別表第 2710.12 号、第 2710.19 号、第 2710.20 号に該当するものうち、揮発油（ナフサを除く）、灯油及び軽油。

低価値品：高価値品に該当するもの以外。

- この合意に沿って、我が国においても、外国為替及び外国貿易法に基づき、当該上限価格を超える価格で取引されるロシア産原油等については、海上輸送に関連するサービス（海上保険、貿易金融、海運、通関）の提供を禁止する措置を実施してきたところ。

- 今般、上記措置（上限価格制度）のコンプライアンス強化のため、
 - ・ 取引の契約期間等に合わせて入手していた原油等に係る宣誓書を、航海毎に入手すること、
 - ・ 当局の求めに応じて原油等の取引に関連する付随費用の内訳を入手・提供すること

を求めることで合意した。

（※）宣誓書：原油等の取引を行う者が上限価格制度を遵守していることを記載し、かつ、当該原油等の価格が上限価格を超えていないと宣誓したこと又は当該原油等の価格が上限価格を超えていないことを確認できる書面を有していることを記載した書面。

- 当該合意を踏まえ、我が国においても、必要となる告示等の見直しを行うところ、2024 年 2 月 20 日より適用となるため、各損害保険会社においては、適切に対応いただきたい。

- プライス・キャップ制度の運用上の留意点を整理した「ロシア産原油等に係る上限価格措置（プライス・キャップ制度）の Q & A」についても、今般

の措置を踏まえ改定されているので、あわせて参照いただくとともに、不明な点は金融庁に照会いただきたい。

8. 保険商品審査事例集の公表について

- 2月9日に、金融庁では、「保険商品審査事例集」を公表した。本事例集は、各保険会社が商品開発に取り組む際の参考資料として利用されること等を目的に、実際の審査に当たって、当局と申請会社との間で共有するに至った問題認識や、商品開発における先進的な取組等についてまとめたもので、半期に一度公表している。
- 今回の公表では、顧客の利便性を高めつつも、保険業法等の趣旨を踏まえた商品開発を行う上で必要な対応について掲載している。各社におかれては、本事例集も参考にいただき、顧客の需要及び利便に適合する優良な商品開発を引き続き行っていただきたい。

(参考)「保険商品審査事例集」抜粋

(事例1) 外貨建一時払年金保険の最高保険金額に関する見直し(生保)

外貨建一時払年金保険の最高保険金額を、本邦保険市場における既存の販売範囲より高額の水準に引上げる申請があったが、過度に高額なものは、その目的が利殖や投資のみとなり、保障の提供や資産形成といった保険本来の趣旨から逸脱する可能性が高くなる。

そのため、経済的な諸統計等を通じ既存の最高保険金額への引上げであっても顧客需要をカバーし、顧客の需要及び利便に適合していることを確認しつつ、既存の販売範囲までの引上げとすることで認可を行ったもの。

(事例2) スマートフォンによるテレマティクス自動車保険の基礎データ収集(損保)

保険会社等が貸与するデバイス(車載器又はドライブレコーダー)により収集した運転挙動情報(速度、加速度等)に基づき、運転特性割引を適用する場合に加え、保険会社が提供するアプリをダウンロードしたスマートフォンを用いて運転挙動情報の収集を行う場合も、運転特性割引の適用を可能とした事例。

本事例では、既存のテレマティクス自動車保険で利用するデバイスとの間のみならず、多種多様なスマートフォンの間においても、取得されるデータの同一性を保険会社自身で確認できる態勢等を確認し、認可を行ったもの。

9. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知等について

- 政府において「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が策定されたことを踏まえ、1月15日付で金融庁から各金融団体に対し、本指針の周知等について要請を行ったところなので、ご承知おきいただきたい。

10. 「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の改正について

- 2021年に障害者差別解消法が改正され、事業者による社会的障壁の除去の実施のため、必要かつ合理的な配慮を提供することが義務化された。
- これを踏まえ、2023年12月に「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を改正し、改正障害者差別解消法の施行日と同日の2024年4月1日に施行されることとなっている。
- 各金融機関においては、これらの改正内容を踏まえ、障がい者に対して適切に対応することができるよう、引き続き障がい者の利便向上に向けた取組を進めていただきたい。

11. サイバーセキュリティ演習(Delta Wall VIII)の結果還元について

- 2023年10月に実施した「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall VIII)」の結果について、先般、参加金融機関に還元したところ。
- まず、演習結果が不芳となった金融機関の経営陣におかれては、問題点が何かをよく確認いただき、コンティンジェンシープランの見直しをはじめとして、優先順位をつけて改善を進めていただきたい。加えて、改善の進捗を経営陣が確認し、遅延等があれば原因を特定し、問題を是正いただきたい。さらに、人員・予算不足が問題の背景にある場合はその是正を計画的に進めていただきたい。
- また、今回の演習結果が良好であった金融機関においても、今回は一つのシナリオの下での演習に過ぎないので、最新の脅威動向を考慮して様々なシナリオを想定し、インシデント対応態勢の整備、検証を進めていただきたい。

- さらに、演習へ非参加の金融機関に対しても、今後、協会を通じて、演習を通じて認められた業態に共通する課題や良好事例を還元する予定である。非参加金融機関におかれても、当庁からの還元内容を参考にして、サイバーセキュリティの強化に取り組んでいただきたい。

12. マネロン等リスク管理態勢の整備について

- 「マネロンガイドラインに基づく態勢整備」の対応期限が3月末に到来する。
- 各社におかれては、経営陣のリーダーシップのもと、態勢整備を着実に進めていただいていると認識しているが、対応期限まで残り約1か月を切る中、確実に態勢整備を完了するよう、引き続き取組を進めていただきたい。

13. Japan Fintech Week開催について

- 金融庁は、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、新たな試みとして「Japan Fintech Week」を2024年3月4日～8日に初開催する。
- 「Japan Fintech Week」では、2016年より毎年開催している「FIN/SUM」を中核イベントとしつつ、自治体や業界団体、大使館等と連携してフィンテック関連イベントを当該週前後に集中的に開催する。これにより、国内外のフィンテック事業者や金融機関、投資家等のステークホルダーにとって更なる連携強化の機会を創出できればと考えている。
- 保険やインシュアテックも主要テーマとして位置付ける予定であり、FIN/SUM や民間事業者主催のインシュアテックイベントにおいて、組込型保険 (Embedded Insurance)、生成AI、プロテクションギャップなど昨今のトレンドとなっているテーマを扱う予定。
- 各イベントの詳細は公式ウェブサイトですぐ更新していく。皆様におかれては、ネットワーキングや情報収集の機会として活用すべく、各レセプションやFIN/SUM アフターパーティーを含めて是非足を運んでいただきたい。

(参考) Japan Fintech Week 概要

➤ 日時：2024年3月4日（月）～8日（金）【コアウィーク】

➤ 会場：都内各地、大阪、福岡

➤ 主催：金融庁

ウェブサイト：<https://www.fsa.go.jp/policy/japanfintechweek/2024/>

(参考)：FIN/SUM 概要

➤ 日時：2024年3月5日（火）～8日（金）[4日間] 9:00-18:00

➤ 会場：丸ビルホール（後日アーカイブ配信）

➤ 主催：金融庁・日本経済新聞社

➤ ウェブサイト：<https://www.finsum.jp/>

チケット登録：1月末より上記ウェブサイトにて登録受付中

14. 金融経済教育推進機構について

- 先般成立した改正金サ法（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律）に基づき、金融経済教育推進機構を2024年4月に設立し、8月に本格稼働させる予定。機構において、幅広い年齢層に向け、かつ、国民各々のニーズにこたえた金融経済教育の機会を官民一体で全国的に拡充していくことを目指している。
- 機構設立に向けた足元の動きとしては、金融広報中央委員会の武井会長、全国銀行協会、及び日本証券業協会が発起人となり、2月5日に機構の発起人会が開催された。今後も、発起人を中心として、設立に係る必要な手続きを進めることとされている。
- 金融庁としても、機構の円滑な設立及び本格稼働のために必要な取組を進めていく。協会におかれては、これまでも様々ご尽力いただいていたが、今後、機構において金融経済教育をさらに充実したものにし、家計の安定的な資産形成を力強く支援していただきたい。

15. インパクトコンソーシアムの設立

- 気候変動や少子高齢化等の環境・社会課題の重要性が増す中で、課題解決を図る事業等への支援は喫緊の課題となっており、環境・社会的効果（「インパクト」）の創出を、経済・社会の成長・持続可能性に結び付ける好循環の実現が重要である。
- インパクトの創出を図る投融資を有力な手法・市場として確立し、事業を推進していく観点から、幅広い関係者が議論し、国内外のネットワークとの協働・対話を図る場として、産官学金等が連携した「インパクトコンソーシアム」が、2023年11月下旬、協会を始めとする発起人により設立が発起された。
- 設立発起会合では、水口剛高崎経済大学学長から、経済システムの中にインパクトを組み込む考え方が当たり前となる社会を目指す旨の設立発起表明があり、他の発起人からも、中長期の収益性に資するインパクトを積極的に評価する経営や地域に応じた課題を解決するスタートアップ支援の重要性等についてご発言があった。
- 現在、コンソーシアムの会員募集を行っており、また、今後、順次分科会を立ち上げていく予定。コンソーシアムにおける議論や知見共有等について、ご協力いただけると幸い。

16. 金融行政モニター制度について

- 金融行政モニター制度は、金融機関及びその職員などからの金融行政に対する率直なご意見等を中立的な第三者である外部専門家に直接お届けし、金融行政に反映させる仕組みとして運用しており、2024年で9年目を迎える。
- 2023年は47件のご意見を受け付けており、
 - ・ 保険募集等における特別利益の提供の禁止
 - ・ 日本に拠点を持たない無登録の暗号資産交換業者に対する規制などに関するご意見があった。
- 重要なことは、受け付けたご意見をただこなすのではなく、丁寧に対応し、個別案件の対応に限らず、金融行政の改善に繋げる観点から前向きに対応することであると考えている。この点で、改善点等お気づきの点があれば教え

ていただけると幸い。金融行政モニター制度を協会傘下金融機関及びその職員に周知願いたい。

(以 上)